

財団目録になした記載は登録と同一の効力を生ずる(法第33条)。

借入金・社債についてその全額を返済すれば、抵当権は消滅する。したがって抵当権設定の登録はまっ消される。同時に鉄道財団の登録も抹消され、かつ消滅する。改正法はこの場合、鉄道財団は当然消滅せず、抵当権自体の消滅後も引き続き6箇月間存続することとした。これは従来は抵当権の消滅の度ごとに財団の登録を抹消した結果、新たに借替等により財団を設定登録する場合、多額の費用と複雑な手数を要したため、これを簡略化するための措置である。ただしこの期間内であっても、会社申請によって財団を消滅させることができる(法第2条ノ2第1・2項)。

(2) 鉄道抵当権の実行

もしどうしても債務者たる鉄道会社が借入金等を弁済することができなければ強制執行を受けることになる。

鉄道財団に対する強制執行方法は ① 強制競買 ② 強制管理の2つがあり、抵当権者は自己の選択によって以上2つのうち1つ、または双方をあわせて行うことができる(法第40条)。強制競売については、普通の不動産の競売と同様に入札の方法によるのであるが、競落人に対しては、監督官庁はかならずその営業の許可をしなくてはならない(法第76条)ので、競落人はその事業施設をそのまま用いて収益をうることができる。強制管理の方法は、裁判所の強制管理の開始決定が確立したとき、監督官庁に送付された当該強制管理決定の謄本にもとづいて、監督官庁は1人または数人の強制管理人を選任する。そこで財団はその管理人の管理下におかれ、もはや従前の事業者は手触れることはできなくなる。当該財団に属する鉄道の収益は毎期配当として、債権者に交付される——鉄道財団。(森島省吾)

てつどうてんかきょうかい 鉄道電化協会 鉄道電化の普及ならびに電気鉄道および鉄道電力技術の発達に寄与することを目的として、昭和21・12・20運輸大臣の認可をえて設立された社団法人である。本部は東京都千代田区、支部は大阪鉄道管理局内にあり、通常会員・特別会員および名誉会員を合せて会員総数は約6,000名である。おもな事業内容 (1) 内外の資料を集めて鉄道電化の普及につとめる (2) 電鉄相談所を設け電鉄の各種問題の相談に応じる (3) 機関誌「電気鉄道」「電灯と鉄道」およびその他の参考図書資料を発行して鉄道電力知識の普及につとめる。出版した図書のおもなものは電力技術叢(そう)書、最近水銀整流器講習録等がある (4) 講演会、座談会、講習会、展覧会等を開催して鉄道電力技術の進歩普及をはかる。(高橋芳雄)

てつどうてんぼう 鉄道電報 日本国有鉄道法第3条に掲げる業務を行う必要のため、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)電波法(昭和25年法律第131号)等に立脚した国鉄部内通信の1種で、各種業務機関において業務上急速を要する場合に使用するものである。また鉄道電報は有線設備と無線設備によって運用し、その種類には非常報、運輸報、至急報および通常報等があり、それぞれ電報内容の緩急軽重に応じて区分される。特殊取扱としては親展、照校、数字照校、かっこ内照校等がある。なお特殊の電報用紙で特別の取扱いをする特殊電報もある。(関根辰雄)

てつどうてんぼううきてい 鉄道電報規程 鉄道事業専用通信のうち電報関係の基本的事項について昭和13・5・達第349号で制定したものである。電報の種類については非常、運輸、至急、通常と送達上の順位を設け業務の緩急に応じて能率的に利用法を定めてある。(岩沢 弘)

てつどうてんぼううりゃくごう 鉄道電報略号 鉄道電報を

使用する場合、用語を簡略化し電報の伝送を能率的に行う目的で、業務上使用率の高い事項に対し電報用略号を定めたもの。略して電報略号ともいい現行のものは昭和28・11に制定された。その内容は箇所名・職名・鉄道線路名称・自動車路線名称・船舶名および電文用(一般・運輸・運転および通信の別に細分)等に分類してある。(岩沢 弘・関根辰雄)

てつどうてんわ 鉄道電話 日本国有鉄道法第3条に定める、鉄道事業およびその付帯事業の経営、鉄道事業に関連する連絡船事業およびその付帯事業の経営、ならびに鉄道事業に関連する自動車運送事業およびその付帯事業の経営等の業務を遂行するために、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)に立脚して設備されている国鉄専用の電話である。一般に鉄道電話といわれているものを設備上によって区別すると、交換電話と交換非加入電話とに分けることができる。交換電話は交換機に加入した電話で、自己の加入している交換機の加入者相互間とはもとより、必要により中継線を介して他の交換所の加入者とも通話ができるようになっている。国鉄の交換電話は特別の場合を除き3交換をこえては接続できないことになっている。3交換というのは自己の加入交換所も算入されるから2中継区間のことで、特別の場合とは運輸通話以上の特殊通話のことであり、これらは3交換をこえても接続できる。

交換非加入電話とは、交換機に加入していない電話のことで、たとえば構内電話、区間電話、指令電話等で接続箇所相互間のみが通話できるものをいう。(福島武雄)

てつどうてんわきてい 鉄道電話規程 鉄道電話の迅速・正確能率的な運用をはかるため、通話の種類、記録通話の扱方、交換所を経由する順位、通話のふくそうする中継線に対する措置等について、昭和10・5・達第740号により制定されたものである。

なお通話の種類はつぎの通りである。

- 1 非常通話 非常事故または最大緊急事項に関する通話。
- 2 試験通話 回線障害の復旧手配に関しとくに緊急を要する通話。
- 3 定時通話 一定の急速用件に関し毎日一定の箇所時刻ならびに時間を定めてする通話。
- 4 運輸通話 運輸上とくに緊急な事項に関する通話。
- 5 通常通話 前各号以外の通話。(岩沢 弘)

てつどうてんわつうわゆうせんじゅんい 鉄道電話通話優先順位 鉄道電話には通話の順位がつぎのように定められており、同一種類の通話は申込の順序によることになっている。

- 1 非常通話
鉄道運転事故報告規程第3条、国鉄自動車運転事故報告規程第2条に規定した事故で重大なもの、またはこれに準ずるような事故に関して緊急に通話するものをいう。この通話をしようとする場合、もし相手箇所が話中の場合でも非常通話である旨を告げて、その通話の中止を要求することができ、非常通話が交換所を介するものである場合には、電話掛に通話の中止を要求させることができる。

- 2 試験通話
回線障害の復旧手配に関係してとくに緊急を要する通話をいい、この取扱は非常通話に準じて取扱うことになっている。

- 3 定時通話
一定の急速用件に関し、毎日一定の箇所・時刻ならびに時間を定めてする通話をいい、鉄道管理局長が定時通話を設定しようとするときは、設定の目的、通話箇所名、使用回数、開始年月日、通話開始時刻および通話時間等を総裁に具申して承認